

平成22年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成22年 4月12日(月)

午後 1時30分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生 沼 篤 司 君	総務課長	神 憲 彦 君
地域開発課長	横 山 茂 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	栗 中 一 弘 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	保健福祉課長	吉 田 憲 司 君
和風園園長	中 山 利 之 君	旭寿園園長	浅 野 信 行 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	後 藤 一 昭 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	川 嶋 智 君
------	-----------	-----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 43 号 沼田町地域情報通信基盤整備事業委託の契約について

議案第 44 号 平成22年度沼田町一般会計補正予算について

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成22年第4回沼田町議会臨時会を開会致します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、上野議員、7番、橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第43号。沼田町地域情報通信基盤整備事業委託の契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第43号、沼田町地域情報通信基盤整備事業委託の契約について。下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田町地域情報通信基盤整備事業委託。2、契約の方法、契約の方法につきましては先に実施致しました公募型プロポーザルにより選定致しました、業者との随意契約によるものでございます。3、契約金額、4億215万円。4、契約の相手方、札幌市厚別区厚別南3丁目4番1号、エクシオ・NTT東日本特定建設工事共同企業体、代表者株式会社協和エクシオ北海道支店支店長林誠。これは今回のプロポーザルにあたって、NTT東日本株式会社と今回契約を予定する共同企業体の共同提案として応募がなされたところでございますが、本議案が基盤整備を行う為のものであることから、通信基盤を担当する記載の共同企業体と契約を締結するものでござ

ざいます。なお、来年の共用に当たってはブロードバンドサービスの提供、及び保守点検業務をN T T東日本株式会社と契約を締結する予定となるものでございます。5、工事場所、沼田町一円。6、工期、契約の日から3 2 2日間。終期につきましては平成2 3年2月2 8日となるところでございます。平成2 2年4月1 2日提出、町長名でございます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4 3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第4 4号。平成2 2年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第4 4号、平成2 2年度沼田町一般会計補正予算について。平成2 2年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成2 2年4月1 2日提出、町長名でございます。

別冊の補正予算第1号、1頁をお開きを願いたいという風に思います。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（1条2項省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）補正予算書最終頁、6頁のほうお開きを願いたいと思います。中段に歳出の項目がございますので、歳出の方からご説明を申し上げます。

まず6款農林水産業費であります。1項農業費の6目農業総合対策費であります。4 0 0万円を追加をするものでございまして、沼田町農業総合対策協議会補助金でございます。これにつきましては、本補助金につきましては沼田町農業総合対策協議会を事業主体といたします、ひとつ農業実習生の受け入れ事業、ふたつ、都市との交流事業、三つ目に農業体験事業、四つ目に農産物のP R販売事業。これらの4本の事業に対する補助金の計上でございますが、経過を申し上げますとこれらの事業につきましては、当初予算におきまして、中山間地域等直接支払制度推進協議会が各集落からの拠出金で実施することといたしていたものでございます。しか

し、本年度は中山間交付金制度第3期の対策の初年度でございまして、集落協定の認定が9月になることからそれまでの間に実施予定の総合対策事業につきまして、中山間推進協議会での実施が困難であることから、当面一般会計におきまして、農業総合対策協議会に補助金支出を致しまして、実施することといたしたものでございます。なお、財源につきましては農業振興基金を充当することといたしております。

次に10款教育費であります。4項幼稚園費の1目幼稚園費、1千712万5千円を追加をするものでございます。15節工事費で1千800万円の計上でございます。お手元の図面、園舎の耐震補強等工事の図面、あろうかと思いますがこれを参照していただきたいという風に思います。幼稚園園舎の耐震診断の2次診断の結果保育事務室等、棟ですね、東西方向、それから図書室棟東西方向、及び南東方向の3箇所のIS値、建築物の耐震改修の促進に関する法律によります、構造耐震指標、これが判断基準以下となりまして、これがNGでございます。このため、耐震補強が必要と判断されたところでございます。これを受けまして、基準強度を確保するための補強工事を実施するものであります。補強につきましては図書室と、図面上では図書室ではなく会議室兼図書室、園長室となっている棟でございます。ここの開口部、4箇所を鉄筋コンクリート壁に変更するなど補強対応することといたしているものでございます。また、補強工事に併せまして、園舎の維持に係る改修と、保育室等の外部の建具あるいは保育室等の内部改修、これを行いまして、保育環境を向上させるべき、係る改修予算を計上したところでございます。なお、これが財源につきましては、当面地方交付税を充当しているものでございます。工事箇所の説明につきましては、図面ご覧いただければお分かりと思いますが、1枚目の立面でありますけれども、まず南側立面の部分、これにつきましてはまず、窓、断熱アルミサッシへの改修、それから保育室のテラス入り口部のひさしの補修、それから屋上取り合い笠木の改修等でございます。及び、外壁の下地、亀裂補修の仕事となっております。それから平面の方をご覧を頂きたいわけですが、平面の方と致しましては、先程申し上げた耐震補強の必要となる部分につきましては会議室兼図書室と園長室のところでございます。これにつきましては先程申し上げましたとおり、開口部につきまして鉄筋コンクリートの壁を入れるということで強度が生まれるという耐震補強工事でございます。これに併せまして、廊下、それから保育室のB、Cこれにつきましてはの内部改修、床、壁、天井等の改修を行うものでございます。これにつきましては、あくまでも保育環境の向上ということで実施をいたすものでございます。

以上申し上げまして、一般会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。ところでございますが、歳入につきましては只今歳出の中で申し上げましたので、説明省略

とさせて頂きたいという風に思います。

以上で平成２２年一般会計補正予算第１号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げますとところでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第５、承認第１号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第１号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成２２年４月１２日提出。町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。

専決処分書、地方自治法第１７９条第１項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成２２年３月３１日。町長名でございます。次の頁お開きを願いたいと思いますが、町税条例の一部を改正する条例、町税条例（昭和２９年条例第１０号）の一部を次のように改正する。と致しまして、改正条文につきましては非常に煩雑となつてございますので、朗読を省略をさせていただきますして、提案理由の説明を申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成２２年３月２４日成立を致しまして、３月３１日法律第４号として公布となつたところでございます。併せて関係する政令、省令についても同日付で公布されたことに伴いまして、町税条例の関係条文について改正準則に基づきまして、所要の改正を行ったものでございます。なお、法律の施行が４月１日であることから、専決処分とさせていただいたものでございます。今回の税制改正全体の主な内容につきましては、資料をお配りをさせていただいてございます。国税に関する部分、それから地方税に関する部分と主なもの

を拾い出しをいたしてございますが、町税条例の改正につきましては大きく分けて2点の改正となっております。

まず1点目でございますが、個人町民税の関係でございます。65歳未満の者の公的年金所得に係ります、所得割の徴収方法の改正であります。資料の頁打ってございません、大変申し訳ありません。1枚目裏の、めくっていただいた地方税関係の(1)のところですね。これにつきましては、平成20年度までは年金所得も含めまして、原則給与から特別徴収をしていたわけでありまして、平成21年度から税制改正によりまして、年金所得分は給与からの特別徴収が出来なくなったところでございます。窓口納付となった経過がございまして、納税者の利便を図る観点から、平成20年度以前の方式、年金所得も含めて原則給与から特別徴収することができる方法に戻した、こういった改正となっているものでございます。

次にたばこ税でございますが、地方税関係の下段の方たばこ税書いてございますが、税率の引き上げでございます。改正資料の1番後ろの頁の裏面に税体系のスキームが添付しておきましたので、ご覧を頂きたいと思いますがたばこ1箱当たりの税負担額でございます。健康の観点から1,000本につきまして1,320円の引き上げの改正でございます。平成22年10月1日から適用となるものでございます。国税分及び地方税分の総額では1,000本につき11,424円となり、3,500円の引き上げとなります。1本当たりに換算しますと3.5円、1箱当たりでは70円のたばこ税アップということになるものでございます。その他、改正につきましては地方税法と関係法律、政令、省令の改正により、それぞれ引用されている条項の整理、文言、字句の整理等行ったものでございます。

次に町税条例の改正ではございませんが、法律改正による主なものを申し上げますと、お配りをいたしております国税の部分、所得課税部分でございますが、報道等で既にご案内でございます、いわゆる扶養控除の関係でございます。所得控除から、手当等への観点から、子どもの手当の創設と相まって年少扶養親族、16歳未満に対する扶養控除、所得税で38万、住民税で33万これが廃止されます。また、高校の実質無償化に伴いまして、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する、扶養控除の上乗せ部分、所得税で25万、住民税で12万、これを廃止を致しまして、扶養控除の額を38万円、所得税でございます。住民税では33万円となるものでございます。所得税につきましては、平成23年分から、個人住民税につきましては平成24年度分から適用となるものでございます。これの税のスキームにつきましては、1枚おめくりをいただいたところにそれぞれ、一般扶養控除から老人扶養までの控除の額が記載がされてございますので、参照願いたいという風に思います。

その他主な改正事項につきましては、資料お目通しを頂きたいという風に思います。以上、提案理由のご説明とさせて頂きたいという風に思います。ご承認のほど

よろしく願いを申し上げます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）7番。ちょっと今、決まって、3月の何日かに決まって4月1日実施なんですよ、でそれでこうやって専決処分でやられてしまったらね、中身相当重要な部分も含まってるという、うちの文章でいうとですね、あるんですよ。例えば、所得課税関係とかになって、例えばここにはちょっと出てますけどね、株の売買だとか、それから株の配当による所得に対するね、課税の状況で、えーと暫定税率引き下げられて、我々の所得税もそれから住民税もね、その部分こう何年か、本当は恒久的だと言われてたのが、18年か何年かに半分づつに、最後切られてしまいましたよね。所得税と住民税、我々の所得税、住民税ね。だからそれと同じ時に決められたね、株の売買だとかそれからあの配当による所得については、本来20%課税なのに、我々の住民税、所得税もこう減額されたときに10%にされたんですね、でそれが我々の方は切られてしまったけれども、限定付きでその所得、株の売買とか配当については何年か延ばされて、まだ現在もその通りになってるんですよ、これは今度の改正でもそのままになってるらしいんです。こんなところがねひとつもかかさってないんでね、質問のしようもないんですよ。あのちょっと内の方の書類見ましたら、こんなことになると思ったらもうちょっとちゃんと読んでくるんだったですけどね、突然やられてしまって参ったなと思うんですけれども、例えばあのこの資料の中だとね、子ども手当やなんかがこう出された代わりにね、特別、何歳からですか、18だか、このこれが結局切られてしまうんですよ、そういうことも全部説明されていればさ、国に対してとんでもないと、我々に課税を増やしておいてね、税金を増やしておいて、その税金から子ども手当をやるとか何とかってのね、前に渡辺議員が質問してたとおりね、本当にプラスマイナス、マイナスになる人が多くなるんですよ、こういうことももっと詳しく説明されるような状況ならね審議してもいいんですけれども、今では中々ちょっとこれ全部、全部賛成してしまうとそれも全部賛成しちゃうんですよ。この私が言ったやつこれはどうなってますか、ちょっとそれ聞きたい。株の売買とそういうやつ

のね税率。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず基本的な部分でございます。国の法律が毎年でございますけれども、この税制改正国会の最終審議の方で無理やりといいますか、成立がされる、あるいは日程の中で成立されると、いう状況これは毎年のごさいまして、3月31日公布、4月1日施行ということに向けて法律成立のスケジュールが立っているという状況であります。で私ども地方自治体と致しましても、3

月31日に公布されて、4月1日施行という中では当然これは置いておくわけにはいかないという状況でございます。当然町税条例係わる部分は改正をしなきゃならない、となればこれは緊急的に改正を致しまして、町税条例としても4月1日施行の条例を起こさなきゃならない、となったときには基本的には期間が短い中で専決処分ということしか選択肢がでてこないということが実体でございます。議員おっしゃられるとおり非常に内容的には国税、あるいは町税、町税はこの2本がほとんどですけども、国税の中では様々なものがございます。いわゆるゆ子ども手当に係わる扶養控除の廃止等、これは地方税法の中でございまして、町税条例の内容ではございません。そういったような状況の中にありつつも、町税条例の改正としてはこういった形で専決処分をせざるを得なかったということについては、これはご理解を頂きたいという風に思います。

それからいわゆる株の譲渡、配当ですね、これにつきまして、私も詳しく中をまだ見ておりませんが、おっしゃられるとおりこれにつきましては確か3年延長になるのかなという風にこう思っております。しかし、国の法律ですんで私もなんともコメントのしようがございまして、国の法律の改正のとおりに町税条例を改正をさせていただいているという状況でございます。なお、具体の改正の内容、国税も含め、内容的に説明せよということがあるとすれば、機会をいただければご説明に伺いたいという風に思いますので、よろしくご理解の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）とにかくね、失敗したんですけど、ちょっと見た中ではね、相当中身が難しいですよ、我々がちょっと見てもね分からんようなところたくさんありますしね、こういう形で出されてくると、いいわと言って賛成してしまったらね、後で文句言えない状況あるんですよ。だからねこれはちょっと困ったなと思ってんですけども、例えばねたばこ飲んでる人本当に申し訳ないんだけど、値上がりして税率も高くなりますよね、だけどこの使い道を国がどうやってるのかっていうのをね、やっぱたばこをこう飲んでる人の側にいて被害を受けた人たちのね、治療こういうものに対してねきちっとこれから上がった税金は使うんだというね、そういう使い道も何にもねはっきりしないままね、値上げされたら、値上げされた人本当に可哀想だと思いますね。ですからそういうこともちゃんと、もうちょとね、こう議論した方がいいと思うんですよ、これは国の制度だからね、専決処分するより仕方ないんだよね、とんでもない話なんで、こういう重要な問題だけはもうちょっと今回決めないで後で決めてもらえば十分なね、審議の方法があると思うんですよ、そういう点をひとつ国に文句言ったらどうかなと思うんですけど、どうですか。いいわ、意見で言います。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。なければ質疑なしと認め、質疑を終結

致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）例えばね、国民健康保険の条項についてはね、これはなかなか国民のためになる立場であって、これはあの賛成しようじゃないかという私達の立場になってるんですよ、で、だけれどもまだまだ改正しなきゃ、大金持ちをこう優遇するようなこう文はそのまんまにしてありますからね、これを是非ともね、改定するように要求して欲しいし、それからあの、たばこのこれについてはね、そのそれから得た税金はやはり目的を持って上げたような格好にして、目的税的な取扱としてね、やっぱり色んな設備、そういう軽減をするための、飲む人はいる訳だからね、そういう人たちもあんまり引け目を感じないようなところできちっとね、設備をすとかね、そういう被害の出ないような施策のために金を使うと、いうことを是非ね国に対して要求してほしい、で全体としてはねちょっとわかりませんので、私は採決に加わらないようにします。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、承認第2号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成22年4月12日提出。町長名でございます。次の頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成22年3月31日。町長名でございます。次の頁お開きを願いたいと思います。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、これも煩雑となつてございますので、朗読を省略をさせていただきます。提案理由のご説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律、先程と同様でございます。平成22年3月24日成立を致しまして、3月31日法律第4号として公布をされてございます。関係する政令、省令についても同日付で公布されたことに伴いまし

て、国民健康保険税の課税限度額と所用の改正を行ったものでございます。なお、法律の施行が4月1日であることから専決処分とさせていただいたものでございます。

まず、改正内容1点目ではありますが、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の改正でございます。医療保険部分の課税限度額、これにつきまして現行47万円を50万円に、後期高齢者支援均分の課税限度額を現行12万円を13万円に改めるものでございます。

次2点目ではありますが、非自発的失業者の国民健康保険税軽減措置でございます。国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由によって離職した雇用保険の受給資格者である場合等におきまして、国民健康保険税を概ね在職中の水準に維持するため、前年の給与所得を100分の30、3割相当分として保健税の特例措置を講ずることとしたものでございます。以上が今回の主な改正内容でございます。他に地方税法等の条文の改正によりまして、それを引用する条文あるいは字句等の改正を行ったものでございます。以上提案理由のご説明とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）自分の恥をさらすようなもので、申し訳ない、恥ずかしいんですけれども、例えば、第2条第2項中の47万を50万円にするというのはね、その中身が分からん、よく見なきゃ条例見なきゃ分からない状況でありますからね、12万円を13万円にするっちゃうのは、これは課税限度額が上がるということなのかどうなのか、我々町民から見て非常に大変だということなのか、いいことなのかそれだけちょっと教えてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）今、議員おっしゃられたとおりこれにつきましては、いわゆる課税の限度額が上がったということでございます。上がったということで、一概に皆さんにどうこうという風になかなか言えない部分あるんですけれども、いわゆる、医療部分では47万だったものが50万円になるということでは、いわゆる幅が広がったという部分、つまりなんていいますかね、被保険者の中間層部分について、こう救われてくといえますか、そういう仕組みになってるはずのものです。ただし、現行ですねこの限度を越えている世帯、平成21年度で申し上げますと、超過している、医療保険分で超過している世帯は24世帯でございます。ですんで、これが平成22年度の国保の課税をするに当たりまして、21年度所得からぼっていきますんで、实际的にこの限度額を、にどれだけオーバーするものが出てくるか、これにつきましてはその所得の状況によりますんで、どの程度になるの

かはちょっとわかりませんが、国保加入の皆さんにとっていいことなのか悪いことなのかというの一概に言えないという風に思います。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あの、収入のうんと高い人にはねやはりそれなりの、払える人には払ってもらうちゅうのが税金のあの、基本ですからねそれはいいんですけども、これをやることによって低所得者の方ではどういう恩恵をもしこの中で作られたのかってうのがあったら、あるんだろうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）この課税限度額でどうこうということにはきっとならないとは思いますが、今の制度の中でですねいわゆる応益、応能割、これにつきまして、7割、5割、2割負担軽減ですね、これにつきましては、従来概ね50%中心にして、10%位の間の中で応益、応能割がなされないといわゆる2割軽減というものが出来なかった、これについていわゆる弾力運用がなされるという形が今回の改正の中で、これは法律の方でなっているはずだという風に理解をさせていただきます。ですんで、これについてはその割ようによってはどっちにシフトするのかということも踏まえれば、いわゆる低所得者層というものに、ターゲットを絞るとすれば何らかの方法は取れるんだろうという風に考えてございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。なければ質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成22年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

2時7分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員